

利根川・江戸川有識者会議規約

(名称)

第1条 本会は、「利根川・江戸川有識者会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会議は、河川管理者である国土交通省関東地方整備局長（以下「局長」という。）が「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（案）」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聴く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 会議の委員は、局長が委嘱する。
2 会議は、別表で掲げる委員及びオブザーバーで構成する。
3 委員の任期は「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」が策定されるまでとする。

(座長)

第4条 会議には座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。
2 座長は会議を代表し、会議の円滑な運営と進行を総括する。
3 座長は会議の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。
4 座長に事故がある時は、座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、局長より委任された利根川上流河川事務所長が招集するものとする。
2 委員の代理出席は認めない。ただしオブザーバーはこの限りではない。

(公開)

第6条 会議は原則公開とし、会議の公開方法については会議で定める。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部、利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所及び江戸川河川事務所並びに高崎河川国道事務所等に置く。
2 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。
3 事務局は、第4条3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずるものとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、委員総数の2分の1以上の同意を得て行うものとする。

(附則)

この規約は平成18年12月4日から施行する。

別表

利根川・江戸川有識者会議

委員

浅枝 隆	(埼玉大学大学院教授)
石野 栄一	(株式会社埼玉新聞社編集局長)
江崎 保男	(兵庫県立大学教授)
大熊 孝	(新潟大学名誉教授) ※
岡本 雅美	(元日本大学教授)
川上 俊也	(株式会社茨城新聞社編集局次長)
小池 俊雄	(東京大学大学院教授) ※
小瀧 潔	(千葉県水産総合研究センター内水面水産研究所長)
阪田 正一	(立正大学特任教授)
佐々木 寧	(埼玉大学名誉教授)
清水 義彦	(群馬大学大学院教授)
須田 雅彦	(株式会社上毛新聞社論説室論説副委員長) ※※
関 良基	(拓殖大学准教授) ※
野呂 法夫	(株式会社中日新聞社東京新聞特別報道部次長)
福岡 捷二	(中央大学研究開発機構教授)
藤吉 洋一郎	(大妻女子大学教授)
宮村 忠	(関東学院大学名誉教授)
虫明 功臣	(東京大学名誉教授)
山越 克雄	(株式会社下野新聞論説委員)
鷲谷 いづみ	(東京大学大学院教授)
渡辺 敏	(株式会社千葉日報社論説員) ※※

五十音順 敬称略

オブザーバー

関係都県 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都)

※ 新たな委員 (利根川水系の洪水流出に関する分野の学識経験者)

※※所属機関からの申し出を踏まえ交代

利根川・江戸川有識者会議公開規定

(目的)

第1条 本規定は、利根川・江戸川有識者会議（以下「会議」という。）規約第6条の条項に基づき、会議の公開の方法を定めるものである。

(会議開催の周知)

第2条 会議の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに国土交通省関東地方整備局、利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所及び江戸川河川事務所並びに高崎河川国道事務所ホームページ（以下「HP」という）により一般に周知する。

(会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定めるものとする。

(資料の配付)

第4条 会議で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、会議の場で傍聴人にも配布する。

(資料等の公開)

第5条 会議で委員に配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、HPにて公表する。

2 事務局は会議終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後HPにて公表するものとする。

(その他)

第6条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、利根川・江戸川有識者会議で定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規定は、平成18年12月4日から施行する。

利根川・江戸川有識者会議傍聴規定

(目的)

第1条 本規定は、利根川・江戸川有識者会議（以下「会議」という。）公開規定第3条の条項に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

(受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所、氏名、年齢を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は会議開始予定時刻の1時間前よりとする。

(入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了したもの（以下「傍聴人」という。）の会議会場への入室は、会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入場は認めない。

なお、受付を終了していないものの入室は認めない。

(会議の傍聴)

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 会議の撮影、録画をしてはならない。
(ただし、会議冒頭での頭撮りを除く。)
- ② 会議の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配付を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴人席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨ 前項のほか会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退場等の措置)

第5条 座長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に会議会場よりの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第6条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、利根川・江戸川有識者会議で定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規定は、平成18年12月4日から施行する。

河 川 法 【 抜 粋 】

(河川整備計画)

第 16 条の 2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

- 2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。**
- 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第 3 項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。